

# 清須市国民健康保険税条例の改正(案)内容について

○施行期日…平成27年4月1日

○改正内容…地方税法等の改正に伴う、清須市国民健康保険税条例の一部改正

## 1. 保険税軽減世帯の拡大について

**5割軽減、2割軽減の対象者を軽減基準額引上げにより拡大する。**

### (1)改正内容について

■軽減基準額 (軽減基準額以下の場合、均等割・平等割を軽減します。)

7割軽減	○改正無し 前年の合計所得が、33万円以下の世帯
5割軽減の拡大	○軽減対象となる所得基準額を引き上げ 前年の合計所得が、33万円＋ ( <u>24.5万円</u> × 被保険者及び特定同一世帯所属者の人数) 以下の世帯 (給与収入 <u>178万円</u> 、3人世帯)
	改正後 前年の合計所得が、33万円＋ ( <u>26万円</u> × 被保険者及び特定同一世帯所属者の人数) 以下の世帯 (給与収入 <u>184万円</u> 、3人世帯)
2割軽減の拡大	○軽減対象となる所得基準額を引き上げ 前年の合計所得が、33万円＋ ( <u>45万円</u> × 被保険者及び特定同一世帯所属者の人数) 以下の世帯 (給与収入 <u>266万円</u> 、3人世帯)
	改正後 前年の合計所得が、33万円＋ ( <u>47万円</u> × 被保険者及び特定同一世帯所属者の人数) 以下の世帯 (給与収入 <u>274万円</u> 、3人世帯)

### (2)影響見込みについて

■対象世帯の拡大 約500世帯 保険税 ▲約13,000千円  
(保険基盤安定負担金にて同額が補填。但し、内1/4が一般財源の負担)

## 2. 保険税課税限度額の引上げについて

医療分、後期支援金分及び介護納付金分をそれぞれ引上げる。

## (1) 改正内容について

単位：円

	医 療 分	後期支援金分	介 護 分	計
所 得 割	5%	1%	0.8%	6.8%
資 産 割	32%	10%	5.3%	47.3%
均等割／人	13,000	5,000	5,200	23,200
平等割／世帯	16,000	6,000	4,700	26,700
<b>現行 課税限度額</b>	<b>510,000</b>	<b>160,000</b>	<b>140,000</b>	<b>810,000</b>
<b>改正後課税限度額</b>	<b>520,000</b>	<b>170,000</b>	<b>160,000</b>	<b>850,000</b>
<b>差 引</b>	<b>+10,000</b>	<b>+10,000</b>	<b>+20,000</b>	<b>+40,000</b>

## (2) 影響見込みについて

■保険税 +約5,000千円

※限度額世帯の現状について 【参考】

年 度	医療分		後期支援金分		介護納付金分	
	限度額超過額		限度額超過額		限度額超過額	
25	304 世帯	141,523,825 円	253 世帯	32,749,396 円	50 世帯	12,606,394 円
26	302 世帯	148,951,909 円	193 世帯	30,047,731 円	31 世帯	10,225,005 円